附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○財務省令第五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（本省及び国税庁の定員）	
第一条　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。	

区分	定員	備考
本省	一六、七五七	
国税庁	五五、九六九	
合計	七二、七二六	

改正前	
（本省及び国税庁の定員）	
第一条　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。	

区分	定員	備考
本省	一六、六一四	
国税庁	五五、九五四	
合計	七二、五六八	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　総領事館

区分＼号別月額	［略］	19号	20号	［略］	22号	23号	24号	25号	26号	［略］
		円	円		円	円	円	円	円	
		364,700	342,700		298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	
国地の別　アジア			コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ		広州 上海 青島		スラバヤ メダン チェンマイ 済州 釜山 セブ ダバオ	デンパサール ダナン ホーチミン ペナン		
大洋州							オークランド	シドニー パース ブリスベン メルボルン		
北米					アトランタ サンフランシスコ シアトル デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル ロサンゼルス	シカゴ マイアミ	カルガリー バンクーバー モントリオール	トロント		
中南米			マナウス		レシフェ	リオデジャネイロ レオン	クリチバ サンパウロ			
欧州						エディンバラ ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク ユジノサハリンスク	デュッセルドルフ ハンブルク ミュンヘン ストラスブール	ミラノ パルセロナ フランクフルト マルセイユ		
中東		ジッダ				ドバイ		イスタンブール		
アフリカ										

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で改令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分＼号別月額	［同上］	19号	20号	［同上］	22号	23号	24号	25号	26号	［同上］
		円	円		円	円	円	円	円	
		364,700	342,700		298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	
国地の別　アジア			コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ		広州 上海 青島		スラバヤ メダン チェンマイ	済州 釜山 セブ ダバオ ダナン ホーチミン	デンパサール ペナン	
大洋州							メルボルン オークランド	シドニー パース ブリスベン		
北米					アトランタ	サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス	カルガリー トロント バンクーバー モントリオール			
中南米			マナウス		レシフェ	リオデジャネイロ レオン	クリチバ サンパウロ			
欧州						エディンバラ サンクトペテルブルク	デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール	ミラノ パルセロナ マルセイユ		
中東		ジッダ					ドバイ	イスタンブール		
アフリカ										

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で改令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。